

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第 3 号

学校給食費の無償化を国に求める意見書（可決）

新型コロナウイルス感染症による経済の悪化は、子どもを育てる世帯に貧困と格差を広げ、経済的に困難な家庭が増加している。

また、経済の悪化とともに自殺者が急増している現状にあることも、周知のとおりである。

日本の将来にとって、子どもを産み育てる環境を整備し、人口減少対策を講じて義務教育の期間に教育に係る負担を軽減していかなければならないことは喫緊の課題であり、そのために、政府は子ども医療費無償化等の子育て世帯の支援拡充を行ってきた。

残る課題の一つに、義務教育期間の学校における完全給食の無償化がある。

内閣府の経済財政諮問会議において、平成28年3月に4名の委員が学校給食費の無償化について検討するよう提案したが、いまだ自治体への財政支援策が示されていない。

文部科学省が公表している平成30年度学校給食実施状況等調査の結果によると、学校給食の実施率は、国公立学校において、何らかの形で学校給食を実施している割合が95.2%、完全給食の実施率は93.5%で、平成28年の前回調査よりも増加している。

また、給食無償化の実施自治体は、小・中学校で実施が76自治体、小学校のみで実施が4自治体、中学校のみで実施が2自治体、計82自治体であった。今後も、完全給食無償化の実施自治体が年々増加していくものと推察される。

義務教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、全ての小・中学校で完全給食無償化を実施することが、コロナ禍だからこそ求められているのではないかと。

子どもたちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を果たすことを踏まえ、子どもたち自身が食べる喜びと生きる力を身につけ、子どもたちの健やかな発達を保証するためにも、義務教育における学校給食費の無償化が強く求められている。

よって、国においては、学校給食費の無償化を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

議員提出議案第 4 号

国立病院の機能強化を求める意見書（否決）

戦後最悪と言えるCOVID-19（以下、「新型コロナ」という）の感染拡大によって、感染症対策のみならず日本の医療体制の脆弱さが浮き彫りとなった。いまだコロナ禍の収束が見えない中、医療従事者は、厳しい人員体制で心身ともに疲弊した状態で休むことなく患者の命と向き合っている。

一方で、新形コロナ患者を受け入れることによって、その他疾病の患者の受診・入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では受入れに慎重にならざるを得ない実態がある。

国民の命と健康を守るのは国の責務である。そのためにも、全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下、「国立病院」という）の診療・研究に関わ

る必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティーネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させることにつながる。

また、新形コロナ蔓延時においては、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分にできない。さらに現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足に加え、十分な感染対策もできないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥った。このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況はあってはならないことであり、国が責任を持って対策に取り組むことが必要である。

国立病院を機能強化し、憲法第25条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう、以下の事項を強く要望する。

記

- 1 コロナ等の感染症や大規模災害から国民の命を守るため、国の責任において、国立病院に新興・再興感染症対策に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備を進めるとともに、大規模災害等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう、国立病院を機能強化すること。
 - 2 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。
 - 3 国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

議員提出議案第5号

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書（否決）

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、東北・中国・四国・九州地方など最低賃金が低い地域ほど中小零細企業が多く、経済的ダメージは深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2020年度の地域別最低賃金改定は、東京都が最も高く時間額1013円、青森県が793円、最も低い7県では792円にすぎない。毎日8時間働いても年収165万円程度である。最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに、地域別であるがゆえに、東京都と青森県とでは、同じ仕事でも時間額で220円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減収し、行政運営にも影響が出ている。全労連の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活する上で必要な最低生計費は全国一律で税込み月22万円から24万円の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制を取っている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

よって、最低賃金の抜本的な引上げと全国一律制にしていくため、下記の事項の早期実現を要望する。

記

- 1 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金時間額1500円以上を目指すこと。
- 2 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
- 3 政府は、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命と暮らしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

議員提出議案第6号

持続化給付金及び家賃支援給付金の再支給を求める意見書（否決）

2020年1月に国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから1年がたった。いまだに感染拡大の収束は見通しが立たず、日本経済と国民生活に深刻な打撃を与えている。これまで、中小業者は必死の経営努力を続けているが、「国や自治体からの補助金が底をつく」という声も少なくなく、家賃や人件費など固定費の支払いにも行き詰まり、倒産・廃業の瀬戸際に追い込まれている。民間信用調査会社である株式会社東京商工リサーチによると、2020年の休廃業・解散は約5万件に上り、倒産と合わせると5万7000件程度の企業が市場から消え、2021年の倒産は1万件、休廃業・解散は5万3000件から5万5000件を想定しており、新型コロナによる地域経済への打撃は一層大きくなっていくことが予想される。

国は、緊急事態宣言が出された地域に一時金などの支給を行うとしているが、宣言が出されていない地域においても、クラスターが発生し、そのたびに飲食店をはじめとした関連事業者は大変な影響を受ける中、新型コロナの影響を受けている全ての事業者に対して、さらなる支援を行うことが切実に求められている。

新型コロナの影響が長期化する中、事業者が安心して事業を続けていけるよう、以下の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 持続化給付金の再支給を行うこと。
- 2 家賃支援給付金の再支給を行うこと。
- 3 これらの再支給に当たっては、対象を拡大し、課税しないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

議員提出議案第7号

一括交付金制度の復活と拡充を求める意見書（可決）

地域から日本を活性化するためには、地域が抱える様々な課題を地域がそれぞれの実情に応じて分

析し、住民参加の下で地域が自ら解決策を検討・実施していく必要がある。地域から富を生み出し、その富がまたその地域のために循環し、住民生活を豊かにしていく改革が必須である。

平成23年度予算において、原則として自治体はその裁量によって用途を決めることができる一括交付金制度（地域自主戦略交付金）が創設され、平成24年度予算では、金額、対象自治体、事業メニューが拡大されるなどの改善が行われた。当時、政府が交付対象地方自治体へ実施したアンケート調査では、約7割が従来の補助金・交付金に比べて自由裁量が拡大したと回答し、約8割の自治体が、各府省の枠にとらわれない、地域の実情に即した事業の的確かつ効率的な実施を図る一括交付金制度（地域自主戦略交付金）の取組を評価していた。

ところが、政府は、平成25年度予算において一括交付金制度を廃止し、いわゆるひもつきの個別補助金を復活させた。これでは、霞が関主導の中央集権政治、省益行政に逆戻りしており、時代の要請に逆行していると言わざるを得ない。

また、政府は地方創生推進交付金を整備した。しかし、交付対象は国の定める戦略を勘案して作成された地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿うものとされたため、地方からの提案は政府の目にかなう事業内容となる傾向があり、その結果、地域の実情や要請等と合致しない政策が多く見受けられている。そして、こうした仕組みは、2019年12月閣議決定の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略でも改められなかった。これで真の地域再生につながるのか、甚だ疑問と言わざるを得ない。

よって、かつての自由度が高く利用しやすい一括交付金制度を復活させるとともに、交付対象の都道府県・政令市から市町村への拡大、対象事業の拡大等、制度の拡充を図ることによって、真に目指すべき地域の在り方を地域自らが考え、住民とともに知恵と創意を生かす地域主導型社会の構築の端緒を開くことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

議員提出議案第8号

地方財政の充実・強化を求める意見書（可決）

厳しい地方財政の現状の中、自治体は、医療・介護などの社会保障、子育て支援策の充実、児童虐待防止、生活困窮者自立支援、貧困対策、環境対策、地域交通の維持・確保、空き家問題など、その果たす役割が拡大し、より多く、また、より複雑化した行政需要への対応が求められている。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化している中、人口減少対策に加え、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生、近年多発している災害対策、防災・減災事業、被災地の復興、さらに、新型コロナ対策などの重要課題に取り組んでいかなければならない。

自治体が必要な行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、増大する地方の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ることをはじめ、持続的な地方税財政の充実・強化が不可欠であることは言うまでもない。

とりわけ、地方交付税は、自治体が住民の生活に必要な不可欠な行政サービスを安定的に提供するための財政的な基盤であり、安定的に確保されるべきものである。地方の財源不足の補填については、臨時財政対策債等の特例措置に頼るのではなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うべきである。

よって、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していくため、地方

交付税の総額を安定的に確保するとともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能が十分に機能するよう、地方交付税の維持・拡充をはじめ、地方財政の一層の充実・強化を図ることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日
